

令和2年度第2回岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会
(書面開催)

次 第

1 議 事

岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会関係規程の一部改正について

- (1) 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会運営規程〔資料No.1〕
- (2) 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会事務処理要領〔資料No.2〕

2 報 告

県営建設工事入札に係る震災特例制度見直し及びダンピング防止対策の強化について
〔資料No.3〕

- (1) 県営建設工事入札に係る震災特例制度見直し及びダンピング防止対策の強化（概要版）〔資料No.4〕
- (2) 県営建設工事に係る震災特例制度見直し（詳細版）〔資料No.5〕
- (3) 県営建設工事に係るダンピング防止対策の強化（詳細版）〔資料No.6〕

岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会委員名簿

任期：令和元年12月12日～令和3年12月11日

氏名	役職等	備考
石川奈緒	岩手大学理工学部 准教授	
磯田朋子	岩手県消費者団体連絡協議会 事務局長	
及川昌彦	(一財)岩手経済研究所 常務理事事務局長	
佐藤善男	盛岡ターミナルビル株式会社 調査役	
田村賢一	北光監査法人 代表社員 公認会計士	委員長職務代理者
役重眞喜子	岩手県立大学総合政策学部 講師	
雷哲也	(一社)岩手県建築士会 理事 一級建築士	
渡辺正和	渡辺正和法律事務所 弁護士	委員長

(五十音順、敬称略)

岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会運営規程の改正概要

1 改正の趣旨

- (1) 定例会議について、原則として4か月に1回（年3回）招集することとしているところを、東日本大震災津波発災後の平成24年2月7日から当面の間、年2回としていた取扱いについて、この間、調査審議に支障がなかったことなどから、原則として6か月に1回招集することに改正するもの。
- (2) その他所要の整備。

2 改正の内容

新旧対照表のとおり

3 施行時期

令和3年4月1日

岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会運営規程の一部改正に係る新旧対照表

改正前	改正後
<p>岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会運営規程</p> <p>平成15年7月31日</p> <p>【沿革】平成15年7月31日制定、平成31年3月28日一部改正</p> <p>第1条～第2条 [略]</p> <p>(会議)</p> <p>第3条 会議は、定例会議及び臨時会議とする。</p> <p>2 定例会議は、原則として<u>4か月</u>に1回招集する。</p> <p>3 [略]</p> <p>第4条～第5条 [略]</p> <p>(採決)</p> <p>第6条 議長は、議題について採決しようとするときは、その議題及び採決する旨を会議に宣告するものとする。</p> <p>2 採決は、挙手又は投票の方法によるものとし、議長は、その<u>つど</u>委員会に諮って決定するものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(議事録の作成)</p> <p>第7条 委員会は、会議の議事について、その<u>つど</u>議事録を作成するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第8条～第11条 [略]</p> <p>附 則 この規程は、平成15年7月31日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>別表 [略]</p>	<p>岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会運営規程</p> <p>平成15年7月31日</p> <p>【沿革】平成15年7月31日制定、平成31年3月28日一部改正、<u>令和3年 月 日一部改正</u></p> <p>第1条～第2条 [略]</p> <p>(会議)</p> <p>第3条 会議は、定例会議及び臨時会議とする。</p> <p>2 定例会議は、原則として<u>6か月</u>に1回招集する。</p> <p>3 [略]</p> <p>第4条～第5条 [略]</p> <p>(採決)</p> <p>第6条 議長は、議題について採決しようとするときは、その議題及び採決する旨を会議に宣告するものとする。</p> <p>2 採決は、挙手又は投票の方法によるものとし、議長は、その<u>都度</u>委員会に諮って決定するものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(議事録の作成)</p> <p>第7条 委員会は、会議の議事について、その<u>都度</u>議事録を作成するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第8条～第11条</p> <p>附 則 この規程は、平成15年7月31日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表 [略]</p>
考	改正部分は、下線の部分である。

岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会運営規程

〔沿革〕平成15年7月31日制定、平成31年3月29日一部改正、令和3年 月 日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会条例（平成15年岩手県条例第36号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の招集通知)

第2条 委員長は、委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

(会議)

第3条 会議は、定例会議及び臨時会議とする。

- 2 定例会議は、原則として6か月に1回招集する。
- 3 臨時会議は、臨時に必要な場合に招集する。

(委員会の公開等)

第4条 委員会の会議は、原則として公開とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、議長が委員会に諮って、これを公開しないことができる。
 - (1) 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第7条第1項各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調査審議する場合
 - (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが明らかに予想される場合

(傍聴人に対する指示)

第5条 議長は、傍聴人に対し、必要な指示をすることができる。

(採決)

第6条 議長は、議題について採決しようとするときは、その議題及び採決する旨を会議に宣告するものとする。

- 2 採決は、挙手又は投票の方法によるものとし、議長は、その都度委員会に諮って決定するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、議題について出席委員に異議がないと認めるときは、議長は、これを確かめた後に採決の手順を省略して、可決の旨を宣告することができる。

(議事録の作成)

第7条 委員会は、会議の議事について、その都度議事録を作成するものとする。

- 2 前項の議事録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 出席者の氏名
 - (3) 議事の概要
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(部会)

第8条 条例第6条第1項の規定に基づき、委員会に次の部会を置く。

(1) 苦情調査審議部会

(2) 談合等調査審議部会

2 部会の審議事項は、別表のとおりとする。

3 部会員は、条例第6条第2項の規定により、あらかじめ委員長が指名する3人の委員をもって充てるものとする。

4 前項の委員のいずれかに事故があるとき、又は委員のいずれかが欠けたときは、委員長があらかじめ指名する2人の予備委員のうちから選任するものとする。

5 第2条及び第4条から前条までの規定は、部会に準用する。

(持ち回り審議)

第9条 前条第5項において準用する第2条及び第4条から前条までの規定にかかわらず、部会を招集するいとまがないと認められる場合には、部会長の判断により持ち回り審議とすることができる。

(部会の議決)

第10条 部会長は議決後、速やかに委員長に審議結果を報告するものとする。

2 前項の報告を受けた委員長は、重大又は異例に属する場合を除き、条例第6条第3項の規定に基づき、部会の議決をもって委員会の議決とするものとする。

3 前項の規定により部会の議決をもって委員会の議決としたときは、委員長は、部会長に調査審議の内容及び議決結果を直近に開催される委員会に報告させるものとする。

(部会の庶務)

第11条 部会の庶務は、出納局総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成15年7月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表

部会名	審議事項
苦情調査審議部会	条例第2条第1項第2号の規定により知事から諮問を受けた県営建設工事の入札及び契約に係る苦情に関するこのうち、委員長から調査審議を指示されたもの。
談合等調査審議部会	条例第2条第1項第3号の規定により知事から諮問を受けた県営建設工事の入札及び契約に係る談合等不正行為に関するこのうち、委員長から調査審議を指示されたもの。

岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会事務処理要領の改正概要

1 改正の趣旨

- (1) 審議対象となる県営建設工事の抽出件数について、条件付き一般競争方式（予定価格1億円未満）及び指名競争入札から2件を目安としているところを、東日本大震災津波発災後の平成24年2月7日から当面の間、1件としていた取扱いについて、この間、調査審議に支障がなかったことから、1件を目安とすることに改正するもの。
- (2) 運営規程の改正に伴う所要の整備。

2 改正の内容

新旧対照表のとおり

3 施行時期

令和3年4月1日

岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会事務処理要領の一部改正に係る新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会事務処理要領</p> <p>〔沿革〕平成15年7月31日制定、平成19年9月20日一部改正、平成30年10月9日一部改正</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>(所掌に関する調査審議)</p> <p>第3 条例第2条第1項各号に規定する所掌に関する調査審議は、原則として、次により行うものとする。</p> <p>(1) 定例会議の前々月以前 <u>4か月間</u>における県営建設工事の入札及び契約に関する制度の運用状況について、別紙様式第1号発注工事総括表、別紙様式第2号入札方式別発注工事一覧表、別紙様式第3号指名停止等措置状況一覧表及びその必要な資料により知事から報告を受け、調査審議する。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(審議対象となる県営建設工事の抽出)</p> <p>第4 第3(2)に規定する審議の対象となる県営建設工事の抽出は、別紙様式第2号入札方式別発注工事一覧表の中から、あらかじめ委員長が指名した委員が抽出を行うものとする。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 抽出件数は、入札方式の区分ごとに、概ね、一般競争入札方式及び条件付一般競争方式（予定価格1億円以上）から2件、条件付一般競争方式（予定価格1億円未満）及び指名競争入札方式から <u>2件</u>、随意契約方式から1件を目安とする。ただし、対象期間内に発注がない区分については、この限りではない。</p> <p>5 [略]</p> <p>第5 [略]</p>	<p>岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会事務処理要領</p> <p>〔沿革〕平成15年7月31日制定、平成19年9月20日一部改正、平成30年10月9日一部改正、<u>令和3年 月 日一部改正</u></p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>(所掌に関する調査審議)</p> <p>第3 条例第2条第1項各号に規定する所掌に関する調査審議は、原則として、次により行うものとする。</p> <p>(1) 定例会議の前々月以前 <u>6か月間</u>における県営建設工事の入札及び契約に関する制度の運用状況について、別紙様式第1号発注工事総括表、別紙様式第2号入札方式別発注工事一覧表、別紙様式第3号指名停止等措置状況一覧表及びその必要な資料により知事から報告を受け、調査審議する。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(審議対象となる県営建設工事の抽出)</p> <p>第4 第3(2)に規定する審議の対象となる県営建設工事の抽出は、別紙様式第2号入札方式別発注工事一覧表の中から、あらかじめ委員長が指名した委員が抽出を行うものとする。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 抽出件数は、入札方式の区分ごとに、概ね、一般競争入札方式及び条件付一般競争方式（予定価格1億円以上）から2件、条件付一般競争方式（予定価格1億円未満）及び指名競争入札方式から <u>1件</u>、随意契約方式から1件を目安とする。ただし、対象期間内に発注がない区分については、この限りではない。</p> <p>5 [略]</p> <p>第5 [略]</p>

現 行	改 正 後
<p>附 則 この要領は、平成 15 年 7 月 31 日から施行する。</p> <p>附 則 改正後の要領は、平成 19 年 9 月 20 日から施行する。</p> <p>附 則 改正後の要領は、平成 30 年 10 月 9 日から施行する。</p>	<p>附 則 この要領は、平成 15 年 7 月 31 日から施行する。</p> <p>附 則 改正後の要領は、平成 19 年 9 月 20 日から施行する。</p> <p>附 則 改正後の要領は、平成 30 年 10 月 9 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>改正後の要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>
<p>備 考</p>	<p>改正部分は、下線部分である。</p>

岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会事務処理要領

〔沿革〕平成15年7月31日制定、平成19年9月20日一部改正、平成30年10月9日一部改正、令和3年 月 日
一部改正

(目的)

第1 この要領は、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会条例（平成15年岩手県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1項各号に規定する岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会（以下「委員会」という。）の所掌に係る事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(対象県営建設工事)

第2 条例第2条第1項の規程により、委員会が調査審議の対象とする県営建設工事は、原則として、設計額が250万円を超える工事とする。

(所掌に関する調査審議)

第3 条例第2条第1項各号に規定する所掌に関する調査審議は、原則として、次により行うものとする。

- (1) 定例会議の前々月以前6か月間における県営建設工事の入札及び契約に関する制度の運用状況について、別紙様式第1号発注工事総括表、別紙様式第2号入札方式別発注工事一覧表、別紙様式第3号指名停止等措置状況一覧表及びその必要な資料により知事から報告を受け、調査審議する。
- (2) 別紙様式第2号入札方式別発注工事一覧表のうちから委員会が抽出した県営建設工事に関し、一般競争入札参加資格の設定方法、指名競争入札に係る指名選定方法又は随意契約に係る契約の相手方の選定方法について、様式第4号抽出事案説明書その他必要な資料により知事から報告を受け、調査審議する。
- (3) 入札制度改善等検討委員会規程（平成12年岩手県訓令第22号）第5条第3項の規定により、入札制度改善等検討委員会において決定した入札及び契約に関する制度の改善について、必要な資料により知事から報告を受け、調査審議する。
- (4) 一般競争入札若しくは条件付一般競争入札において入札参加資格がないと認められた者に対する説明又は指名競争入札において指名されなかった者若しくは随意契約において契約の相手方として選定されなかった者に対する県の説明に係る苦情の申立てについて、必要な書類を添えて知事から依頼を受け、調査審議する。
- (5) 談合等不正行為に関する県の調査結果について、必要な書類を添えて知事から依頼を受け、調査審議する。

(審議対象となる県営建設工事の抽出)

第4 第3(2)に規定する審議の対象となる県営建設工事の抽出は、別紙様式第2号入札方式別発注工事一覧表の中から、あらかじめ委員長が指名した委員が抽出を行うものとする。

- 2 抽出を行う委員の指名は、委員長を除く委員の50音順による輪番制とする。
- 3 抽出は、定例会議開催の2週間前までに行うものとする。
- 4 抽出件数は、入札方式の区分ごとに、概ね、一般競争入札方式及び条件付一般競争方式（予定価格1億円以上）から2件、条件付一般競争方式（予定価格1億円未満）及び指名競争入札方式から1件、随意契約方式から1件を目安とする。ただし、対象期間内に発注がない区分については、この限りではない。
- 5 抽出を行った委員は、当該事案の調査審議に入る前に抽出結果を委員会に報告するものとする。

(調査審議の方法)

第5 第3に規定する調査審議の依頼を受けたときは、委員会は、速やかにその事案を調査審議しなければならない。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、関係者の説明を聴き、又は関係書類の提出を求めるものとする。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、調査の一部を委員に命じて行わせることができる。
- 3 委員長は、当該調査審議を終えたときは、意見書を作成し、速やかに知事に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成17年7月31日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成19年9月20日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成30年10月9日から施行する。

附 則

改正後の要領は、令和3年4月1日から施行する。

県営建設工事入札に係る震災特例制度の見直し及びダンピング防止対策の強化について

このことについて、令和2年度第1回入札制度改善等検討委員会（書面開催：1月26日から2月5日）において、資料4から資料6のとおり決定されましたので、報告いたします。

なお、内容につきましては、前回の令和2年度第1回岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会で報告したものと大きな変更はありませんが、下記のとおり一部修正されておりますので、併せて報告いたします。

記

1 修正内容

令和2年度第1回 資料No.1-1 4(1)⑦「入札契約適正化委員会の開催回数の減」の削除

2 修正理由

入札契約適正化委員会の開催回数については、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会条例第11条の規定により、委員長が委員会に諮って定める事項に該当し、震災特例制度見直しの対象外であったため。

1 趣旨

(1) 震災特例制度の見直し

工事入札の震災特例制度については、震災関連工事が本格化するに伴う入札環境の変化に対応するため、平成23年5月以降順次設け運用しているものであり、次の理由から令和3年3月末を目途に見直すものである。

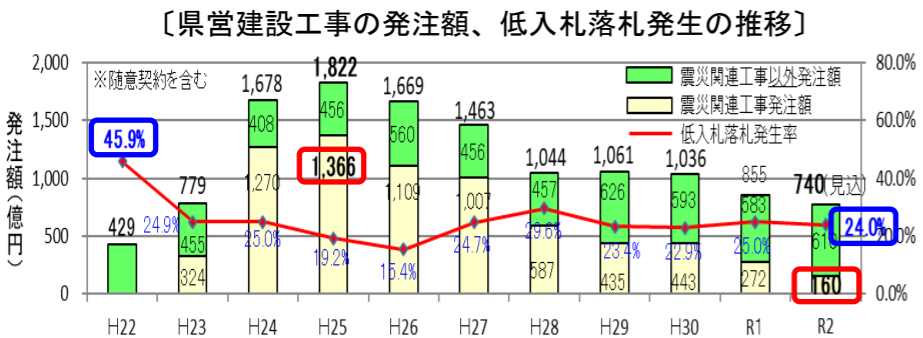
- ア いわて県民計画(2019~2028)の現行の復興推進プランにおいては、社会資本などの整備に係る事業は国の第1期復興・創生期間内(令和3年3月末)の完了を目指すこととしていること。
- イ 来年度以降、震災関連の大規模(5億円以上)工事の発注はない見込みであること。

(2) ダンピング防止対策の強化

これまで失格基準価格の引き上げなどの低入札対策に取り組み、現状では低入札落札に伴い工品質が確保されないなどのダンピング受注は発生していないが、今後の大きな入札環境の変化に対応するため、ダンピング防止対策の強化を図るものである。

2 入札環境等の変化の見直し

- ア 震災関連工事の発注額は、H25年度の1,366億円からR2年度は推定160億円と約88%減少。
- イ 調査基準価格未満(以下「低入札」という。)落札の発生割合は、震災前H22年度は45.9%であったが、H26年度は約15%まで減少し、現在は20%台で推移。
- ウ 今後は震災関連工事等の発注の減少に伴い、低入札落札の増加が予想される。



※ R2年度は、R2年12月末までの実績からの推定値

3 スケジュール

- ・ 令和3年4月運用開始

4 震災特例制度の見直し

現在実施している震災特例制度について、入札動向や業界団体の意見等も踏まえ、震災前の制度に戻すものと一般の制度として継続するものに区分し、見直しを行うものである。

(1) 震災特例制度を廃止し震災前の制度に戻すもの

震災関連工事の発注は減少傾向であることから、次の項目は従前に戻す。

震災特例制度(現行)	見直し後(従前)
① 沿岸地区の地域要件を拡大 工事場所の振興局等に加え、内陸振興局等の業者を追加参加	工事場所の振興局等の業者とする。 (内陸の追加参加はしない。)
② 県外企業単体の入札参加〔大規模(5億円以上)工事、海中工事〕 外内JV(県外+県内)のほかに、県外企業単体の入札参加も認める。	県外企業単体の入札参加は認めない。
③ 入札公告から入札までの期間短縮(5,000万円以上の工事) 公告から入札までの期間10日間	公告から入札までの期間15日間
④ 低入札価格調査制度の詳細調査の対象工事 震災関連工事の対象:WTO以上	全工事の対象:5億円以上
⑤ 入札ボンドの休止 運用を休止	対象工事:2億円以上で再開
⑥ 沿岸地区における地域要件設定に係る事務簡略化 ア 地域要件の補正は行わない。電子入札登録業者数を参入見込数とみなす。 イ 県外補正は、段階的拡大は行わず、地域は全国とする。	ア 参入見込数を工事実績情報システム等で確認し、必要とき地域要件を補正 イ 県外補正は、隣接3県を加える。それでも満たない場合、全国とする。
⑦ 入札参加者の基本事項(等級、所在地等)確認方法の事務簡略化 落札候補者のみ、事後審査時に実施	全者、入札参加申請締切後に確認

5 ダンピング防止対策の強化

県土整備部策定の「いわて建設業振興中期プラン2019」においては、建設企業の施工技術の向上、災害発生時に即応できる体制確保等のため総合評価落札方式を活用することとしていることから、「ダンピング防止対策の強化」は、主に総合評価落札方式を活用できるものとする。また、建設関係団体からの要望、他都道府県の事例も参考とし、次の対策とするものである。

(1) 総合評価落札方式の導入推進

経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素(技術力及び地域貢献等)も考慮することが、結果としてダンピング対策の強化につながることから、次の対応により現在の適用工事の割合約4割から、約6割に引き上げる。

現行	改正後
工事担当部局が適用するか判断	3千万円以上の工事は原則適用 (3千万円未満は現行のまま)

(2) 総合評価落札方式の「価格評価点」の調整

評価は「総合評価点」＝「価格評価点」＋「技術評価点」であり、総合評価点が最も高い者を落札者としているが、低入札時に「価格評価点」を打ち切り調整することで、過度な価格競争を抑制する。

- (2) 震災特例制度としては廃止するが一般の制度として継続するもの
技術者不足に対応できる、事務の削減に繋がるなどの理由から、次の項目は継続する。

震災特例制度としては廃止し、一般の制度として継続	
① 入札参加要件の緩和(施工実績要件、技術者経験)	原則、入札参加要件を付すが、土木、舗装、法面工事において施工及び品質管理等が比較的難しい工種等については、企業の施工実績及び技術者の経験要件を付さない、など【従前:原則、入札参加要件を付す】
② 現場代理人の兼務を認める	次の工事において兼務を認める。【従前:兼務を認めない】 ・ 3,500万円(税込)未満の工事、かつ、工事場所が同一振興局等
③ 中間前金払の対象工事の拡大	対象:「300万円以上」(工期要件なし)【従前:1,000万円以上かつ工期150日超】
④ 発注見通しの公表回数増	当該年度の工事 4月、7月、10月、1月の4回【従前:4月、10月の2回】
⑤ 入札審議会の開催省略及び主宰者統一	競争入札審議会において、次の時、開催を省略できる。【従前:開催】 ・ 入札参加資格設定で、施工実績要件を付さない、設定基準どおりの場合 など
⑥ 工事費内訳書の審査方法の簡略化	審査を簡素化し、数量、単価及び金額等の確認【従前:全数値の検算】

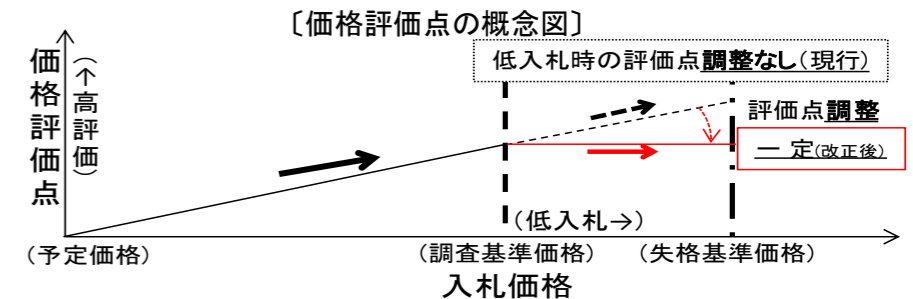
(3) 震災特例制度として当面継続するもの

被災企業が、今後も必要となる次の項目は継続する。

震災特例制度(当面継続)	
① 入札参加資格の確認資料について発注者証明を認める	大震災津波により挙証資料が流失した場合、発注者証明を認める など

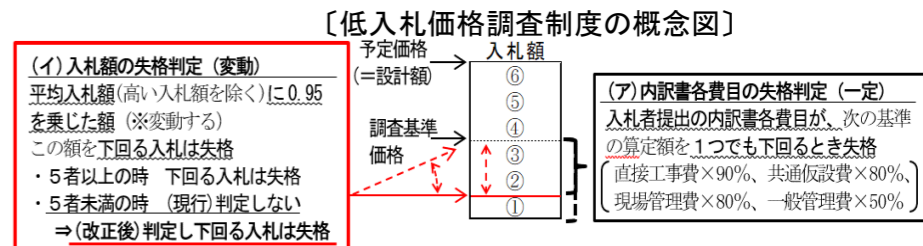
(4) 国の特例制度等を踏まえ対応するもの(出納局から取扱等通知)

国の特例制度等に係る本県の取扱等は、国の改正・廃止等に併せ対応する。(復興JV、前金払の割合引き上げなど)



(3) 低入札価格調査制度の「失格基準」の改善

低入札に係る失格基準は、2段階(大規模工事は3段階)で判定(ア)内訳書各費目の失格判定は、国基準を準用し割合は一定(イ)入札額の失格判定は、独自基準であり平均入札額により変動失格基準のうち「(イ)入札額の失格判定」は、競争性が高い入札参加5者以上のときのみ適用しているが、対策を強化するため、入札参加者数に関わらず全てに適用する。



県営建設工事入札に係る震災特例制度の見直し〔詳細版〕

出納局総務課

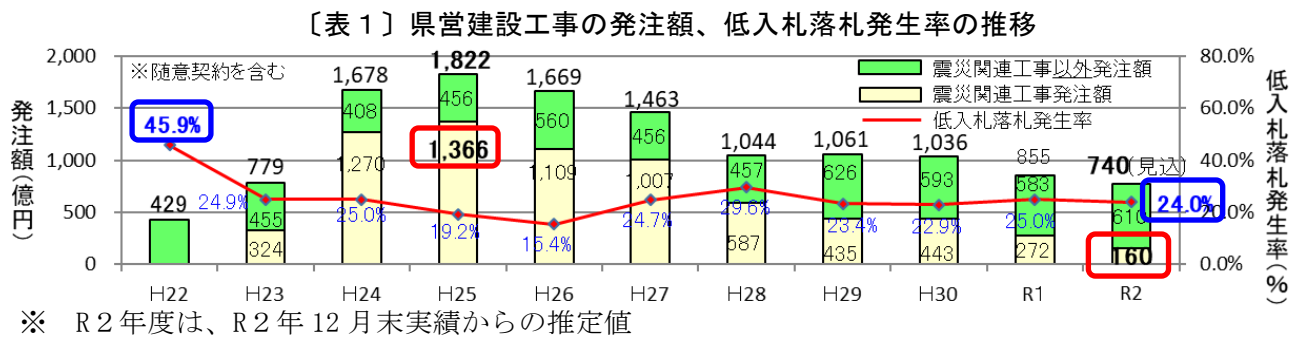
1 見直しの趣旨

工事入札の震災特例制度については、震災関連工事が本格化することに伴い、沿岸部及び県全域に渡る入札参加者の減少など入札環境の変化から、県工事の入札契約を円滑に進めるとともに入札業務の迅速化を図るため、平成23年5月以降順次設け運用しているものである。

今般、震災関連工事の発注が減少してきていること、また、いわて県民計画(2019~2028)の現行の復興推進プランにおいては、社会資本などの整備に係る事業は国の第1期復興・創生期間内(令和3年3月末)での完了を目指すこととしていることから、震災特例制度については、業界団体の意見等も踏まえ令和3年3月末を目途に見直すものである。

2 入札環境等の変化の見直し

- ア 震災関連工事の発注額は、H25年度の1,366億円からR2年度は推定160億円と約88%減少
- イ 調査基準価格未満(以下「低入札」という。)落札の発生割合は、震災前H22年度は45.9%であったが、H26年度は約15%まで減少し、現在は20%台で推移
- ウ 今後は震災関連工事等の発注の減少に伴い、低入札落札の増加が予想される。



3 震災特例制度の見直し

現在実施している震災特例制度について、入札動向や業界団体の意見等も踏まえ、震災前の制度に戻すものと一般の制度として継続するもの等に区分し、見直しを行うものである。

(1) 震災特例制度を廃止し震災前の制度に戻すもの

震災特例制度 (現行)	従前の取扱い(見直し後)
<p>① 沿岸地区の地域要件を拡大</p> <p>工事場所の振興局等に加え、内陸振興局等の業者を追加参加</p>	<p>工事場所の振興局等の業者とする。(内陸の追加参加はしない。)</p>
<p>【復元理由】</p> <p>ア 震災関連工事の発注は減少傾向であること。【P1-表1】</p> <p>イ 業界から、地元優先発注の要望があること。</p> <p>ウ 入札不調の傾向は、これまでの沿岸地域の技術者等の不足によるものから、小規模工事や手間が掛かる等の工種(修繕、治山工事など)へと変化していることから、本特例は廃止し、現状に合わせた入札不調対策とするもの。</p>	

震災特例制度（現行）	従前の取扱い（見直し後）
<p>② 県外企業単体の入札参加 〔大規模工事（5億円以上）〕 県外企業を含める場合、外内JV（県外＋県内）のほかに、<u>県外企業単体の入札参加も認める。</u> 〔海中工事（土木A級（8千万円以上））〕 県外企業単体の入札参加を認める。</p>	<p>〔大規模工事（5億円以上）〕 県外企業を含める場合、外内JV（県外＋県内）のみ。<u>県外企業単体の入札参加は認めない。</u> 〔海中工事〕 県内企業のみとし、<u>県外企業単体の入札参加は認めない。</u></p>
<p>【復元理由】近年は、<u>県内業者の入札参加があり、入札不調は少ないこと。</u>【参考1-1】</p>	
<p>③ 入札公告から入札までの期間短縮 5,000万円以上の工事において、公告から入札までの期間10日間</p>	<p>5,000万円以上の工事において、公告から入札までの<u>期間15日間</u></p>
<p>震災関連工事の発注は減少傾向であること。【P1-表1】</p>	
<p>④ 低入札価格調査制度の詳細調査の対象 震災関連工事における調査対象は、WTO以上</p>	<p>調査対象は、<u>5億円以上</u></p>
<p>【復元理由】来年度以降、<u>5億円以上の震災関連工事の発注はないこと。</u>（庁内照会結果）</p>	
<p>⑤ 入札ボンドの休止 休止</p>	<p>対象工事：<u>2億円以上で再開</u></p>
<p>【復元理由】 ア 対象工事（2億円以上）への入札参加者数は震災前の水準まで戻ったこと。【参考1-2】 イ なお、試行導入した平成19年7月の時は対象工事を本庁案件のみとし、平成22年度から全県を対象を広げるなど、段階を踏んでいることから、今回も、再開時は対象を本庁案件に限定するもの。</p>	
<p>⑥ 入札参加に係る地域要件の設定の簡略化 ア 沿岸地区においては、<u>地域要件の補正は行わない。</u>電子入札登録業者数を参入見込みとみなす。 イ 入札参入見込みが県内10者に満たないときの県外補正は、<u>段階的拡大は行わず、地域要件を付さない（全国とする）。</u></p>	<p>ア 参入見込数は工事实績情報システム（コリンズ）等で確認し、必要なときは<u>地域要件を補正する。</u> イ 県外補正は、<u>まず隣接3県を加える。</u>それでも満たない場合は、地域要件を付さない（全国とする）。</p>
<p>⑦ 入札参加者の基本事項確認方法の簡略化 開札後に落札候補となった者に対しての<u>入札参加申請締切後に基本的事項（等級格付、営業所所在地、指名停止等）を確認する。</u></p>	<p>開札後に落札候補となった者に対しての<u>入札参加申請締切後に基本的事項（等級格付、営業所所在地、指名停止等）を確認する。</u></p>
<p>【⑥、⑦の復元理由】 震災関連工事の発注は減少傾向であること。【P1-表1】</p>	

(2) 震災特例制度としては廃止するが一般の制度として継続するもの

震災特例制度としては廃止し、 <u>一般の制度として継続</u>	
<p>① 入札参加要件の緩和（施工実績要件、技術者経験）</p> <p>原則、入札参加要件を付すが、土木、舗装、法面工事において施工及び品質管理等が比較的難しくない工種や入札参加見込者のほとんどが施工実績を有している工種については、<u>企業の施工実績要件及び技術者の施工経験要件を付さない</u>。など</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p>〔【従前の取扱い】ほとんどの工事において、企業の施工実績及び技術者の施工経験要件を付す。〕</p>	
<p>【理由】</p> <p>ア 施行実績要件等を緩和したが、工事成績評定に大きな変化がないことから、品質は確保されていると考えられること。【参考 1-3】</p> <p>イ 要件を緩和することにより、経験の少ない若手技術者を監理（主任）技術者へ配置できるなど、入札参加者の増につながる。</p>	
<p>② 現場代理人の兼務を認める</p> <p>次の工事において兼務を認める。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 3,500 万円（税込）未満の工事、かつ、工事場所が同一振興局等 <p style="text-align: center;">↑</p> <p>〔【従前の取扱い】 〔制定当時〕現場代理人の兼務を認める工事の要件が国から示されていない。 ⇒〔現在〕発注者の判断（現場間距離等の一定要件）により、兼務を認めることができる。〕</p>	
<p>【理由】</p> <p>緩和することにより技術者不足に対応できるなど、入札参加者の増につながる。</p>	
<p>③ 中間前金払の対象工事の拡大</p> <p>対象：300 万円以上（工期要件なし。）</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p>〔【従前の取扱い】対象：1,000 万円以上、かつ、工期 150 日超〕</p>	
<p>【理由】</p> <p>事業者の資金調達の円滑化、経営安定化につながる制度であること。【参考 1-4】</p>	
<p>④ 発注見通しの公表回数増</p> <p>当該年度の工事 4 月、7 月、10 月、1 月の 4 回</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p>〔【従前の取扱い】当該年度の工事 4 月、10 月の 2 回〕</p>	
<p>【理由】</p> <p>きめ細かく情報提供することにより、施工業者においては技術者の配置計画、施工体制の計画等が立てやすくなることから、入札参加者数の増が期待できること。</p>	

震災特例制度としては廃止し、一般の制度として継続

⑤ 入札審議会の開催省略及び主宰者統一

- ア 競争入札審議会において、次の時、開催を省略できる。
ただし、四半期に1度は審議会を開催して、資格設定の状況を確認する。
- ・ 入札参加資格の設定で、施工実績要件を付さない、設定基準どおりに定めるとき。
 - ・ 設計額5億円以上の入札参加資格の確認に係る審議。(5億円未満は通常時から省略)
- イ 設計額の区分に関わらず、入札課長(出先：支出入札課長)等主宰とすることができる。



【従前の取扱い】

- ア 全ての工事において、競争入札審議会を開催する。
イ 主催は、設計額により副局長(振興局長、経営企画部長等)、入札課長等

【理由】

- ア 入札参加資格の設定に係る誤りによる入札取止めはごく少数であり、基準を外れる要件設定とするとき及び四半期に1回以上審議会を開催することにより、**入札参加資格の設定等に係る入札事務が適切に執行されている**と考えられること。
- イ 主宰者については、入札業務に精通した入札課長に統一することが、入札参加資格の設定等に係る入札事務の適切な執行に繋がると考えられること。
- ウ 事務の削減に繋がること。

⑥ 工事費内訳書の審査方法の簡略化

内訳書審査を簡素化し、所定の数量、単価及び金額の確認及び入札金額との一致を確認



【従前の取扱い】内訳書審査は、**全ての検算を実施**

【理由】

- ア 内訳書は、入札参加者が事前に積算し入札したことを確認するために提出を義務付けているものであり、現在の簡素化した審査においても、このことについて確認できていること。
- イ 工事成績評定に大きな変化はないことから、**工事品質は確保されていること。【参考1-3】**
- ウ 約3分の2の自治体が、審査において内訳書の検算をしていないこと。
〔都道府県調査〕内訳書の検算を実施 17/46 県(37.0%)
- エ 事務の削減に繋がること。

(3) 震災特例制度として当面継続するもの

震災特例制度 (当面継続)

① 入札参加資格の確認資料

大震災津波により**挙証資料が流失した場合、発注者証明を認める**。など



【従前の取扱い】発注者証明を認めない。

【理由】施工実績を認める期間は15年であり、**挙証資料が流失した被災業者にとって今後も必要**であること。

(4) 国の特例制度等を踏まえ対応するもの(出納局では手続等取扱いを通知)

- ① 技術者の恒常的な雇用関係の緩和(建設技術振興課取扱い)
- ② 復旧・復興建設工事共同企業体(国土交通省取扱い、建設技術振興課取扱要領)
- ③ 前金払の割合引き上げ(地方自治法)
- ④ 地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾(国土交通省取扱い)

震災特例制度の見直し（資料編）

【参考 1-1】大規模工事及び海中工事の発注状況

① 大規模工事 — H25年度の76件をピークに減少傾向。直近の入札不調は少ない。

〔大規模工事の発注件数の推移（随契除く。）〕

（単位：件）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
WT0(23億円)対象	0	0	5	15	15	11	3	2	3	1	2
5億以上 WT0未済	3	6	51	61	49	37	36	19	23	12	10
合計	3	6	56	76	64	48	39	21	26	13	12
うち入札不調	0	0	2	16	1	1	1	0	1	0	0

② 海中工事 — 対象（土木A級）海中工事において、入札不調は発生していない。また、全ての工事で県内業者の入札参加がある。

〔海中工事（土木A級）の近年の発注件数の推移〕

（令和2年12月末まで）

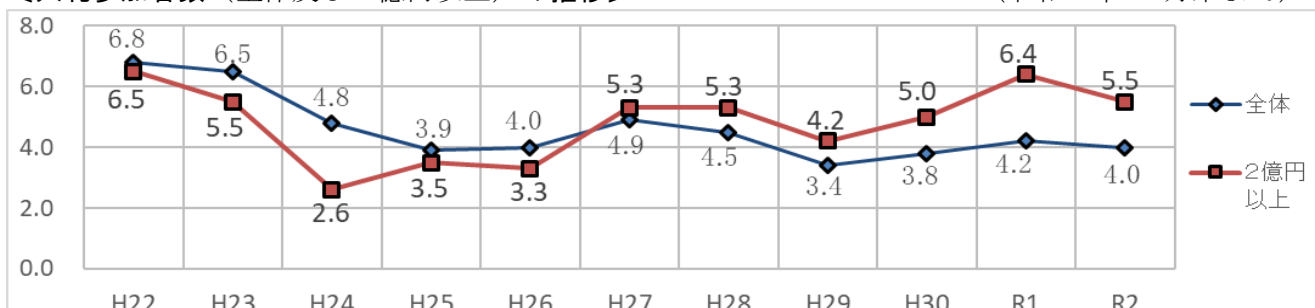
年度	H30	R1	R2
全工事件数	30件	18件	14件
入札不調の工事件数	0件	0件	0件
県内業者の入札参加工事件数	30件	18件	14件

【参考 1-2】2億円以上の工事の入札参加者数

入札ボンドの対象（2億円以上）工事への入札参加者数は増加傾向。

〔入札参加者数（全体及び2億円以上）の推移〕

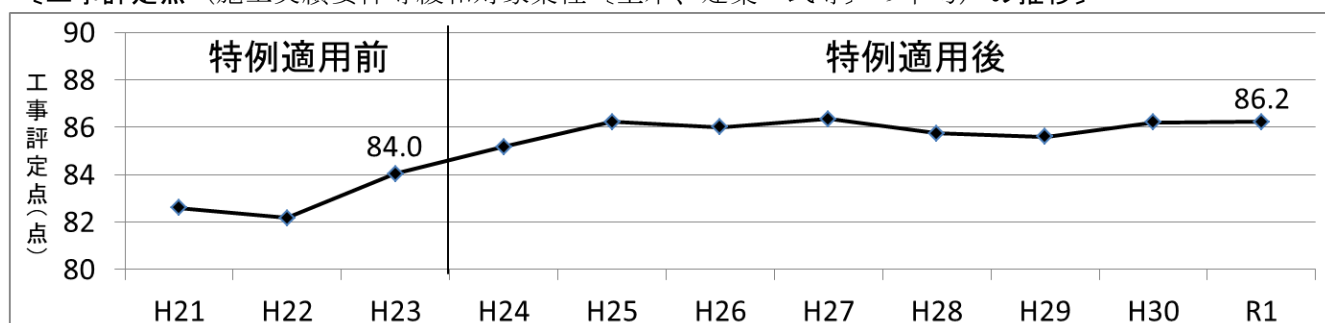
（令和2年12月末まで）



【参考 1-3】施工実績要件等緩和対象業種の平均工事成績評定点

特例適用前のH23年度は84.0点、適用後は85点から86点程度で推移している。特例制定前後で、工事成績評定に大きな変化はないことから、品質は確保されていると考えられる。

〔工事評定点（施工実績要件等緩和対象業種〔土木、建築一式等〕の平均）の推移〕



【参考 1-4】 中間前金払いの東北各県の状況

県名	中間・ 部分選択	途中 変更	工事適用範囲		【特例】適用範囲		備考
			金額	工期	金額	工期	
岩手県	要	否	1,000 万円以上	150 日超	300 万円以上	—	
青森県	要	否	100 万円以上	—	—	—	H25.4～
秋田県	要	否	100 万円以上	—	—	—	H26.4～
宮城県	不要	—	500 万円以上	100 日以上	300 万円以上	—	
山形県	要	可	100 万円以上	—	—	—	H27.7～
福島県	不要	—	1,000 万円以上	100 日以上	300 万円以上	—	

県営建設工事入札に係るダンピング防止対策の強化〔詳細版〕

出納局総務課

1 ダンピング防止対策の強化の趣旨

今般、震災関連工事の発注は引き続き減少し、令和3年度以降、震災関連の大規模（5億円以上）工事の発注はないことから、震災関連工事等の発注の減少に伴い価格競争が激しくなることにより低入札落札の更なる増加が予想される。

また、県土整備部策定「いわて建設業振興中期プラン2019」においては、地域建設企業の安定的な経営環境の確立のために「建設関係団体から広く意見を聴取しながら、入札契約制度の適切な見直しを行う。」としており、建設関係団体からは、震災復興関連の建設投資額の減少に伴い「ダンピング防止対策の強化」について強い要望・意見等があること。

これまでも失格基準価格の引き上げなどの低入札対策に取り組み、現状では低入札落札に伴い工事品質が確保されないなどのダンピング受注は発生していないが、今後の大きな入札環境の変化に対応するため、ダンピング防止対策の強化を図るもの。

なお、運用開始は令和3年4月とする。

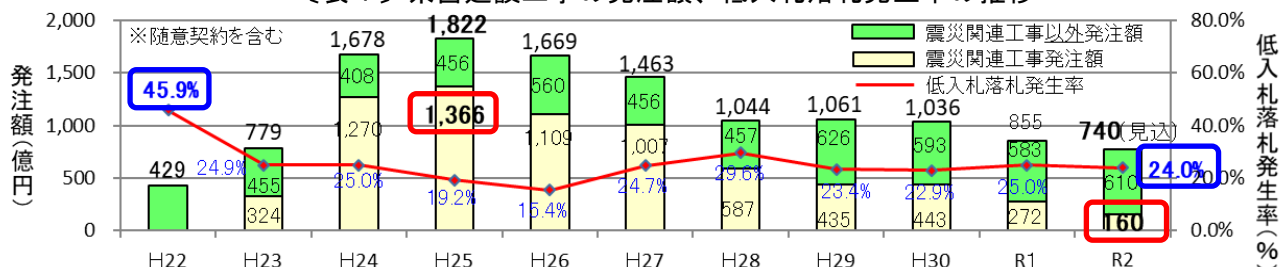
2 入札環境等の変化の見通し

ア 震災関連工事の発注額は、H25年度の1,366億円からR2年度は推定160億円と約88%減少

イ 調査基準価格未満（以下「低入札」という。）落札の発生割合は、震災前H22年度は45.9%であったが、H26年度は約15%まで減少し、現在は20%台で推移

ウ 今後は震災関連工事等の発注の減少に伴い、低入札落札の増加が予想される。

〔表1〕 県営建設工事の発注額、低入札落札発生率の推移



※ R2年度は、R2年12月末実績からの推定値

3 ダンピング防止対策の強化

県土整備部策定の「いわて建設業振興中期プラン2019」においては、体制確保、優れた技術力の評価等のため総合評価落札方式を活用することとしていることから、主に総合評価落札方式を活用し、かつ、ダンピング防止対策を強化できるものとし、建設関係団体からの要望や他都道府県の対応も参考とするもの。

(1) 総合評価落札方式の導入推進

① 対策方針

現在、約4割の工事で適用している総合評価落札方式について、県全体で一定水準まで引き上げるとともに、規模の大きい工事については確実に適用することとするもの。

② 考え方

ア 価格のみによる競争入札を減らし、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素（技術力、施工能力及び地域貢献等）も考慮する総合評価落札方式の適用工事が増えることにより、結果としてダンピング対策の強化にも繋がること。

イ 規模(金額)が大きい工事において、低入札落札が増加し始めていることから、規模(金額)が大きい工事について総合評価落札方式を確実に適用するもの。【参考 2-1】

ウ 地域貢献等も考慮していることから、業界団体から要望のある地域優先発注にも繋がること。以上より、総合評価落札方式の適用対象工事を、現在より拡大するもの。

③ 対応及びその理由

ア 適用工事拡大の方法

- ・ 規模(金額)が大きい工事を確実に適用するため、一定額以上の工事を原則適用とする。
ただし、緊急を要する工事や現状で入札不調が高い工事等については、総合評価落札方式を適用しないことも可能とする。
- ・ 適用金額は、3,000万円以上とすることで、適用割合が現在の約4割から、約6割になると見込まれる。【参考 2-2,3】

現行	改正後
・ 工事担当部局が適用するか判断	・ <u>3,000万円以上の工事は原則適用</u> ・ 3,000万円未満は、工事担当部局が適用するか判断

イ 適用金額の理由

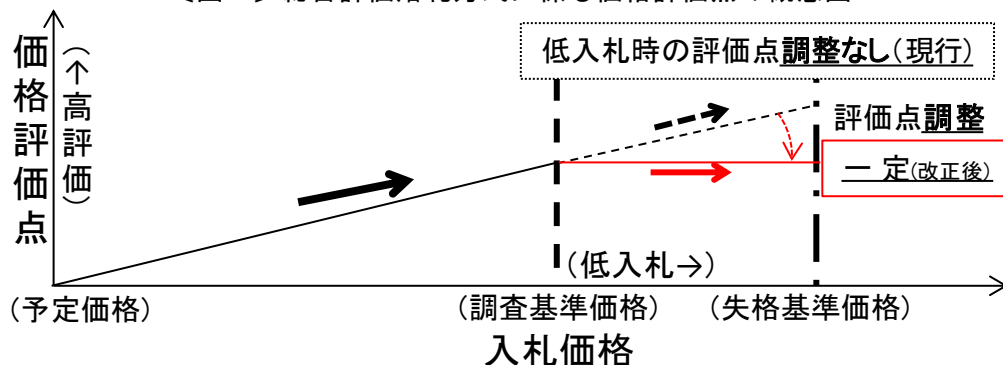
- ・ 業界団体から、小規模業者の中には総合評価に対応できない業者もあるとの意見があり、また【参考 2-4】のとおり 3,000万円未満の小規模工事では、入札不調が高い傾向（令和元年度 18.4%）にあることから、対象とすると入札不調の更なる増加が懸念されること。
- ・ 現状では、総合評価落札方式を適用していない部局もあることから、小規模な工事は除くなどの段階的な対応が必要となること。

(2) 総合評価落札方式の価格評価点の調整

① 対策方針

総合評価落札方式の算定式の「価格評価点」について、低入札時に調整する。

〔図1〕総合評価落札方式に係る価格評価点の概念図



② 考え方

ア 調査基準価格は、「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき」の基準であり、国土交通省では調査基準価格に満たない低入札においては、下請へのしわ寄せや評定点の低下など工事品質に影響する工事の割合が急増するとしていることから、現在も、低入札については各種調査を行い適合しない場合は失格としているが、今後の大きな入札環境の変化から低入札の増加が予想されることから、新たに低入札時に「価格評価点」を調整することで、過度な価格優位性をなくし低入札を抑制するもの。

イ 調整する自治体が近年増加【参考 2-5】

ウ 採用しているほとんどの自治体では、低入札対策に効果があるとの見解

以上より、低入札時に総合評価落札方式の「価格評価点」を調整するもの。

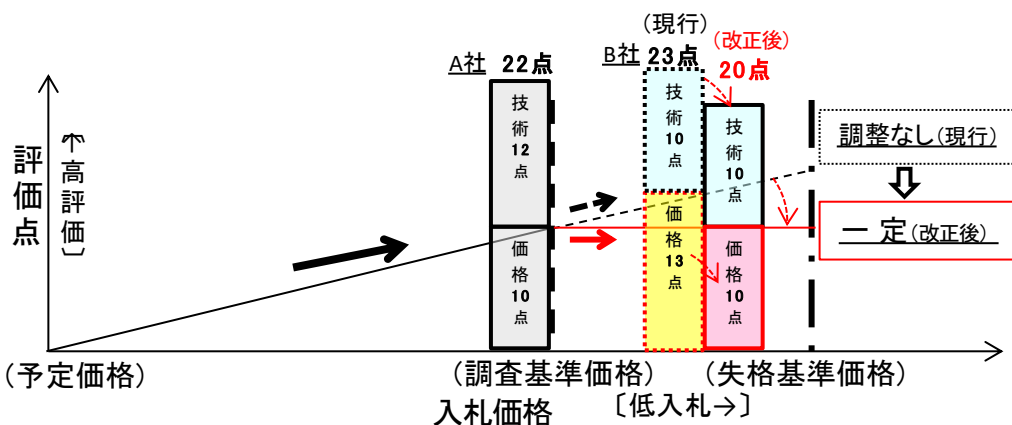
③ 対応及びその理由

入札額が調査基準価格のとき「価格評価点」を最高値とし、低入札のとき「一定」とする。

ア 本案により、低入札の価格優位性がなくなる(評価点が一定値以上とならない)ことから、落札するために過度に減額することは必要なくなること。

イ 技術評価点の最上位が落札候補者となりやすいなど、技術力を適切に評価できること。

〔図2〕現行と案の比較



※ 低入札B社の価格評価点が「一定」となり、技術評価点1位のA社が総合1位となるなど、技術力を適切に評価できる。

(3) 失格基準価格設定方法の改善

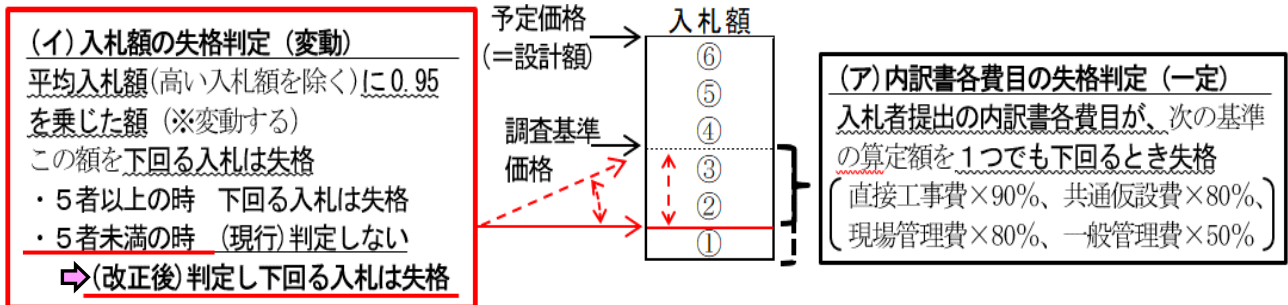
① 対策方針

本県の低入札に係る失格基準は、2段階（大規模工事は3段階）で判定している。

- ・(ア)内訳書各費目の失格判定は、国の基準を準用し割合は一定
- ・(イ)入札額の失格判定は、本県独自の基準であり平均入札額により変動

失格基準のうち「(イ)入札額の失格判定」は、競争性が高い入札参加5者以上のときのみ適用しているが、対策を強化するため、入札参加者数に関わらず全てに適用する。

〔図3〕低入札価格調査制度の概念図



※ 入札額が調査基準価格未満の場合(①～③)、当該入札額を調査基準価格に置き換えて算定

② 考え方

ア 震災以降、入札参加5者未満が半数を超える状態が続いている〔参考2-6〕ことから、

(イ)入札額の失格判定が適用されないことが多くなっていること。

イ 国指針〔参考2-7〕では、「失格基準を積極的に導入・活用」となっていること。

ウ 業界団体から要望があること。

以上より、入札参加5者未満の場合においても過度な価格競争とならないよう、失格判定の適用を拡大するもの。

③ 対応及びその理由

全ての工事で「(イ)入札額の失格判定」を適用する。

全ての工事で、低入札の失格基準が2段階（大規模工事は3段階）で判定されることとなり、低入札対策が更に強化されるもの。

<p>〔現 行〕</p> <p>算定対象者：入札価格の低い順に入札者の8割(小数点以下切上げ)の者</p> <p>算 定 式：算定対象者の平均額(低入札は調査基準価格に置換え算定)×0.95(1円未満切捨て)</p> <p>※ 入札参加者が5者未満の場合は適用しない。</p>
<p>〔改正後〕</p> <p>算定対象者：5者以上の場合：現行のとおり</p> <p style="padding-left: 20px;">4、3者の場合：入札価格の低い順に入札者の8割(小数点以下切下げ)の者</p> <p>算 定 式：3者以上の場合：現行のとおり</p> <p style="padding-left: 20px;">2、1者の場合：調査基準価格×0.95(1円未満切捨て)</p>

ダンプ防止対策の強化（資料編）

【参考 2-1】低入札落札の推移

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
1億円以上	31.1%	17.8%	22.4%	18.1%	11.3%	29.5%	33.2%	26.5%	24.3%	33.9%	34.6%
1億円未満	46.9%	25.9%	25.7%	19.5%	16.7%	23.4%	28.7%	22.4%	22.5%	22.2%	20.5%
全体	45.9%	24.9%	25.0%	19.2%	15.4%	24.7%	29.6%	23.4%	22.9%	25.0%	24.0%

※ R2年度は、12月末までの値

【参考 2-2】一定額を超える工事を原則適用とした時の総合評価方式の適用割合（単位：件）

		現行 部局 判断	一定額を超える工事を原則適用としたとき（案）				
			1億円 以上	6千万円 以上	3千万円 以上	1千万円 以上	250万円 超
総合 評価	件数	400	447	513	633	870	999
	割合	40%	45%	51%	63%	87%	100%

※ 令和元年度の総合評価適用件数から算定（全体件数 999 件）

【参考 2-3】他都道府県の総合評価落札方式の割合（平成 30 年度 適用割合の高い都道府県）

①鳥取県 89%、②福島県 64%、③宮城県 61%、④山梨県 58%、⑤山形県 51%、⑥岐阜県 43%、⑦岩手 40%

【参考 2-4】金額別入札不調率

小規模工事において、入札不調が高い傾向にある。

予定価格（税込）	令和元年度			令和2年度		
	発注件数	取止め件数	入札不調率	発注件数	取止め件数	入札不調率
3,000万円未満	531	98	18.4%	405	77	19.0%
3,000万円以上 6,000万円未満	239	37	15.5%	162	20	12.3%
6,000万円以上 1億円未満	164	25	15.2%	113	9	8.0%
1億円以上	261	19	7.3%	198	9	4.5%
合計	1,195	179	15.0%	878	115	13.1%

※ R2年度は、12月末までの値

【参考 2-5】総合評価落札方式に係る価格評価点算出方法の状況（令和元年 10 月出納局実施調査）

低入札時の価格評価点	都道府県数
調整なし	22 都府県
調整あり	25 道府県

【参考 2-6】入札参加者 5 者未満工事の割合の推移

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
34.2%	43.9%	58.7%	66.9%	68.5%	54.9%	57.5%	73.4%	69.0%	65.2%	66.1%

※ R2年度は、12月末までの値

【参考 2-7】公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

第 2 4（3）低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に関すること

〔略〕 一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を低入札価格調査の基準価格に近づけ、これによって適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、制度の実効を確保するものとする。